

## 景観形成基準等一覧表

区域	方針	壁面の位置	高さ	屋根・庇	外壁	建具	外構	建築設備等	掲出物	
景観形成基準	指定地区全域		・階数は <u>3階以下</u> とする。	・和風を基調とする切妻、入母屋又は寄棟の勾配屋根とする。 ・黒ないし灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 <u>全色相、明度6以下、彩度0.5以下又は明度6以下の無彩色とする。</u>	・白ないし灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。色相はY R (橙)系、及びY (黄)系の5 Yまでとし、明度8以下、彩度3以下又は無彩色とする。		・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	・空調機(室外機、ダクト類等)は、 <u>できるだけ通りから見えにくいように設置</u> する。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、できるだけ目立たない意匠及び色彩とし外部から見えにくいように設置する。	・ <u>できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮</u> する。	
	町家景観形成ゾーン		・通りに面する壁面の位置は、 <u>できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。</u> ・やむを得ず通り(町家景観通り、川端景観通りに限る)に面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等に方法により、 <u>町並みの連続性を損なわないように努める。</u>	—	—	・茶褐色系統の色彩とする。	—	—	—	
	町家景観通り	・当地区は播州系と作州系の意匠が混在していることが特徴となっていることから、別に定める町家修景指針のいずれかを基調とした意匠とし、伝統的な意匠の保存に努める。	—	・階数は <u>2階以下</u> とする。 <u>やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。</u>	・屋根は、和瓦葺きで切妻平入りとし、屋根勾配を伝統的な周辺の建物に合わせる。 ・1階には軒の出が十分な下屋を設ける。下屋又は庇は、和瓦葺き利、軒先の位置と勾配を伝統的な周囲の建物に合わせる。	・1階腰部分は板張りとし、上部は漆喰塗り又はこれに類するものとする。なお、作州系の意匠とする場合は2階の腰部分はなまこ壁とする。 ・通りから妻壁が見える場合は、焼き板張り、漆喰塗り又はこれに類するものとする。 ・木材に保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。	・通りに面する部分の窓、格子等は平福の伝統的な様式を基調とした意匠とする。 ・ <u>建具は木製とすることが望ましいが、アルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。</u>	・門、塀の仕上げは、腰部分は板張り、上部は真壁漆喰塗り、和瓦葺きとする意匠を基調とする。	・やむを得ず、空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠及び色彩に十分配慮した目隠しをする。	
	川端景観通り	・佐用川の水面に映る川座敷と土蔵群の景観の <u>維持に努める。</u>	—	・階数は2階以下とする。	・屋根は切妻又は入母屋の勾配屋根とし、和瓦葺きとする。	・土壁、板張り、漆喰塗り等とする。	・ <u>建具は木製とすることが望ましいが、アルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。</u>	・門、塀の仕上げは、腰部分は板張り、上部は真壁漆喰塗り、和瓦葺きとする意匠を基調とする。 ・野面積みの石垣が残る箇所はその <u>保存及び維持管理に努める。</u>	—	
景観形成重点基準(注3)	重点区域全域(注1)	・「佐用町平福地区景観形成地区景観形成基準」で定める町家修景指針を基調とした意匠とし、伝統的な意匠を保存する。	・通りに面する壁面の位置は、隣接する建物の壁面に揃える。	・階数は <u>2階以下</u> とする。	・ <u>明度2以上6以下の無彩色とする。</u>	・1階腰部分は板張りとし、上部は漆喰塗りとする。 ・通りから妻壁が見える場合は、焼き板張り、漆喰塗りとする。	・ <u>建具は木製とする。</u>	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた材料、色彩とする。	・空調機は、 <u>景観展望地点から見えない位置に設置</u> する。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、 <u>景観展望地点から見えない位置に設置</u> する。	・ <u>景観展望地点から見える位置に掲出物は設置</u> しない。
	景観展望地点から見える建築物等(注2)	・佐用川の水面に映る川座敷と土蔵群の景観を <u>維持する。</u>	・佐用川に面する壁面の位置は、石垣及び隣接する建物の壁面に揃える。 ・門、塀の設置等の方法により、 <u>町並みの連続性を損なわないようにする。</u>	—	—	・ <u>土壁、板張り、漆喰塗りとする。</u>	・野面積みの石垣が残る箇所はその <u>保存及び維持管理を行う。</u>	—	—	

注1：対象は、佐用町平福地区歴史的景観形成地区「町家景観通り、川端景観通り」に面する建築物とする。

注2：対象は、景観展望地点から見える建築物等とする。

注3：表に定めのない基準については、佐用町平福地区歴史的景観形成地区「町家景観通り、川端景観通り」の基準に準じる。